

学 生 各 位

広島商船高等専門学校学生課長
細 川 浩 生

令和4年度の授業料徴収及び授業料免除申請について（通知）

このことについて、令和4年度春期の授業料免除の申請を下記のとおり受け付けます。
申請を希望する場合は、学生課学生係の窓口にお越しいただくか、学生課学生係
(0846-67-3023)までご連絡ください。

各制度の詳細については、各授業料免除制度の申請要項をご参照ください。

なお、令和4年度春期の授業料は、授業料免除制度の手続きの都合上、5月26日（木）に徴収します（授業料以外の学納金は4月26日（火）に徴収します）。授業料免除制度等を申請した者については、授業免除等の決定まで授業料の徴収が猶予されます。

また、次に該当する学生は、別に案内しますので、本通知での申請は不要です。

- (ア) 既に「高等教育の修学支援新制度」の支援対象となっている学生
- (イ) 「高等教育の修学支援新制度」の予約採用となった学生
- (ウ) 1～3年生で「高等学校等就学支援金」の対象となる学生

記

授業料免除制度	対象者	認定基準	免除（給付）額
(1)高等教育の修学支援新制度	全学科4、5年生 商船学科実習生 専攻科生	(学業に関する基準) 次のいずれかに該当すること ・在学する学科・コース等における平均成績が上位2分の1の範囲に属すること ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること (家計の経済状況に関する基準) ・学生と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること又はそれに準ずる世帯であること	世帯の収入に基づく区分に応じた授業料免除（最大で授業料の全額）及び奨学金給付
(2)国立高等専門学校機構における授業料免除(経過措置)	2019年度に4年生に在学していた学生	経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者	授業料の全額又は半額
(3)国立高等専門学校機構における授業料免除(家計急変)	全学科全学年	1. 災害等の特別な事情による場合 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等 ^{※1} の災害を受けた場合 2. 授業料免除における特別措置による場合 特別な事情 ^{※2} があり、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる場合 ※1 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を含みます。 ※2 詳細は申請要項をご確認ください。	授業料の全額又は半額

【書類配付期限】 4月20日（水）

【書類提出期限】 4月27日（水）【厳守】※

※年度途中に家計が急変した場合は随時申請を受け付けます